

社会福祉施設等調査の概要（平成30年以降）（案）

※下線部分が見直し事項

1. 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

社会福祉施設等調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施される。

3. 調査の期日

毎年10月1日

4. 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、「調査対象施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所について把握する。

(2) 詳細票

基本票で把握した社会福祉施設等及び障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外については全数を客体とする。

調査対象施設・事業所一覧

生活保護法による保護施設

救護施設
更生施設
医療保護施設
授産施設
宿所提供施設

老人福祉法による老人福祉施設

養護老人ホーム(一般)
養護老人ホーム(盲)
軽費老人ホーム A型
軽費老人ホーム B型
軽費老人ホーム(ケアハウス)
都市型軽費老人ホーム
老人福祉センター(特A型)
老人福祉センター(A型)
老人福祉センター(B型)

障害者総合支援法による障害者支援施設等

障害者支援施設
地域活動支援センター
福祉ホーム

身体障害者福祉法による

身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉センター(A型)
身体障害者福祉センター(B型)
障害者更生センター
補装具製作施設
盲導犬訓練施設
点字図書館
点字出版施設
聴覚障害者情報提供施設

売春防止法による婦人保護施設

婦人保護施設

児童福祉法による児童福祉施設等

助産施設
乳児院
母子生活支援施設
幼保連携型認定こども園
保育所型認定こども園

保育所

小規模保育事業所
小規模保育事業所(A型)
小規模保育事業所(B型)
小規模保育事業所(C型)

家庭的保育事業所
居宅訪問型保育事業所
事業所内保育事業所
児童養護施設
障害児入所施設(福祉型)
障害児入所施設(医療型)
児童発達支援センター(福祉型)
児童発達支援センター(医療型)
児童心理治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
小型児童館
児童センター
大型児童館A型
大型児童館B型
大型児童館C型
その他の児童館
児童遊園

母子及び父子並びに寡婦福祉法による

母子・父子福祉施設

母子・父子福祉センター
母子・父子休養ホーム

その他の社会福祉施設等

授産施設
宿所提供施設
盲人ホーム
無料低額診療施設
隣保館
へき地保健福祉館

有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)

有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

居宅介護事業所
重度訪問介護事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
療養介護事業所
生活介護事業所
重度障害者等包括支援事業所
計画相談支援事業所
地域相談支援(地域移行支援)事業所
地域相談支援(地域定着支援)事業所
短期入所事業所
共同生活援助事業所
自立訓練(機能訓練)事業所
自立訓練(生活訓練)事業所
宿泊型自立訓練事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援(A型)事業所
就労継続支援(B型)事業所

児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所

児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
保育所等訪問支援事業所
障害児相談支援事業所
就労定着支援事業所
自立生活援助事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所

…抽出対象

5. 調査事項

(1) 基本票

- ・施設基本票: 施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等
- ・事業所基本票: 事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

- ・施設詳細票: 在所者の状況、従事者数 等
- ・事業所詳細票: サービスの種類と提供状況(利用者数等)、従事者数 等

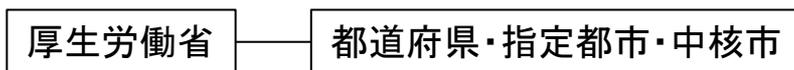
6. 調査方法及び経路

(1) 調査方法

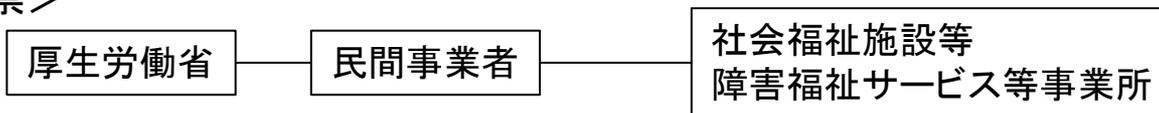
行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収(郵送等)により調査を実施する。

(2) 調査の系統

<基本票>



<詳細票>



7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

社会福祉施設等調査【基本票】

(2) 抽出方法

① 層化及び抽出の考え方

サービス別、都道府県別に層化無作為抽出する。

② 目標精度

サービス別・都道府県別の保育士、介護職員における従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内になることを目標に標本数を計算する。

③ 回収率を勘案した標本数の設定

②の標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、層ごとの標本数を計算する。

8. 推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

9. 過去の調査結果との比較について

(1) 基本票

平成30年以降も、行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対し調査を実施し、引き続き全数を把握するため、基本票による調査を開始した平成24年以降の調査結果と実数での比較を行うことができる。

(2) 詳細票

平成30年以降は、全数調査から標本調査へ変更し、調査結果について推計を行うため、平成29年以前の調査結果との実数での比較はできない。

10. 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)が行う。

調査結果は、「平成30年社会福祉施設等調査の概況」及び「平成30年社会福祉施設等調査報告」として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する。

介護サービス施設・事業所調査の概要（平成30年以降）（案）

※下線部分が見直し事項

1. 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

介護サービス施設・事業所調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施される。

3. 調査の期日

毎年10月1日

4. 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、「調査対象施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所について把握する。

(2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については層化無作為抽出した事業所、それ以外については全数を客体とする（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く）。

調査対象施設・事業所一覧

介護予防サービス事業所

介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護ステーション
介護予防通所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防福祉用具貸与
特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援事業所(地域包括支援センター)

居宅サービス事業所

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護ステーション
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売

地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
地域密着型通所介護

居宅介護支援事業所

介護保険施設

介護老人福祉施設
介護老人保健施設

…抽出対象

5. 調査事項

(1) 基本票

- ・ 施設基本票: 法人名、施設名、所在地、定員 等
- ・ 事業所基本票: 法人名、事業所名、所在地 等

(2) 詳細票

- ・ 介護保険施設: 在所者数、居室の状況、従事者数 等
- ・ 居宅サービス事業所等: 利用者数、従事者数 等

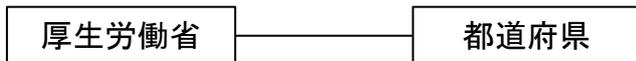
6. 調査方法及び経路

(1) 調査方法

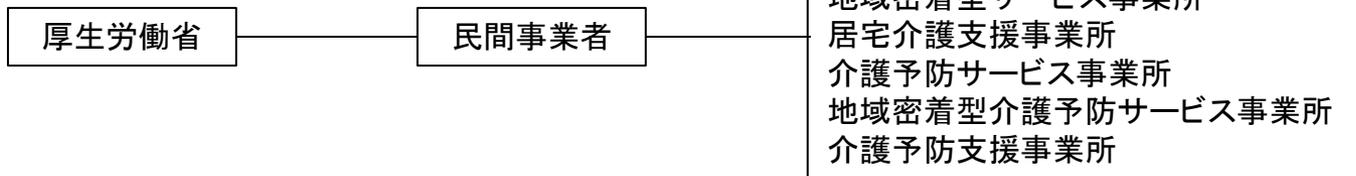
行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収(郵送等)により調査を実施する。

(2) 調査の系統

<基本票>



<詳細票>



7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

介護サービス施設・事業所調査【基本票】

(2) 抽出方法

① 層化及び抽出の考え方

サービス別、都道府県別に層化無作為抽出する。

② 目標精度

サービス別・都道府県別の介護・看護職員、介護支援専門員、専門職員における従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内になることを目標に標本数を計算する。

③ 回収率を勘案した標本数の設定

②の標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、層ごとの標本数を計算する。

8. 推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

9. 過去の調査結果との比較について

(1) 基本票

平成30年以降も、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対し調査を実施し、引き続き全数を把握するため、基本票による調査を開始した平成24年以降の調査結果と実数での比較を行うことができる。

(2) 詳細票

平成30年以降は、全数調査から標本調査へ変更し、調査結果について推計を行うため、平成29年以前の調査結果との実数での比較はできない。

10. 集計及び結果の公表

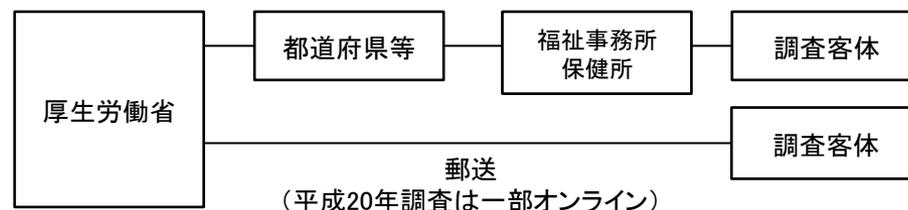
集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)が行う。

調査結果は、「平成30年介護サービス施設・事業所調査の概況」及び「平成30年介護サービス施設・事業所調査」(報告書)として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載する。

調査方法の推移

平成20年調査以前

施設・事業所に対し、都道府県等による調査票の配布・回収(一部の調査票は厚生労働省による郵送)により調査を実施。



平成21～23年調査

施設・事業所に対し、厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収(郵送)により調査を実施。

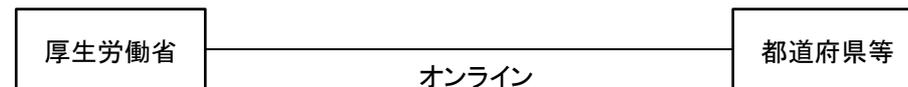


平成24年調査以降

【基本票】

行政情報から把握可能な項目は、都道府県等に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施。

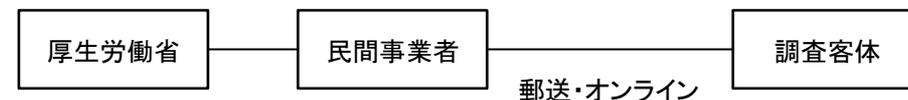
【基本票】



【詳細票】

基本票以外の項目は、施設・事業所に対し、厚生労働省が委託した民間事業者による調査票の配布・回収(郵送・オンライン)により調査を実施。

【詳細票】



社会福祉施設等調査 回収率の推移

(単位:%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総 数	94.2	92.9	92.7	92.6	92.0	92.0	92.1
保護施設 ¹⁾	99.3	100.0	100.0	97.9	98.7	97.0	99.1
老人福祉施設	94.9	92.9	92.8	93.1	94.0	94.0	95.6
障害者支援施設等	91.3	88.1	90.0	89.4	90.9	90.3	88.8
身体障害者更生援護施設 ²⁾	93.2	91.9	87.7
知的障害者援護施設 ²⁾	93.8	91.2	85.7
精神障害者社会復帰施設 ²⁾	94.7	91.0	87.4
身体障害者社会参加支援施設	96.2	96.9	97.9	95.5	97.8	98.5	96.6
婦人保護施設	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
児童福祉施設等 ¹⁾	97.1	94.8	94.8	95.3	94.1	94.0	94.2
(再掲)保育所等	97.3	94.1	93.9	95.4	93.5	93.5	94.5
母子・父子福祉施設	94.0	100.0	100.0	93.5	96.7	95.1	100.0
その他の社会福祉施設等 ¹⁾	85.0	87.2	86.5	85.6	86.0	87.1	86.0
(再掲)有料老人ホーム ³⁾	92.8	86.7	83.3	83.7	87.8	88.0	84.8
障害福祉サービス等事業所	88.2	82.9	82.2	82.0	83.7	82.0	82.1

注: 1)詳細票の調査を実施していない次の施設を除く回収率である。

保護施設のうち医療保護施設

児童福祉施設等のうち助産施設及び児童遊園

その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)

2)平成24年の障害者自立支援法の改正により、障害者支援施設等へ移行している。

3)有料老人ホームとみなされるサービス付き高齢者向け住宅を含まない回収率である。

介護サービス施設・事業所調査 回収率の推移

(単位: %)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
介護予防サービス事業所							
介護予防訪問介護	86.2	79.6	78.2	80.5	80.9	79.4	78.9
介護予防訪問入浴介護	89.0	86.2	86.9	87.6	87.0	79.8	82.9
介護予防訪問看護ステーション	94.6	90.2	89.7	89.9	89.9	90.7	89.8
介護予防通所介護	93.3	88.3	86.4	87.6	87.4	85.6	84.9
介護予防通所リハビリテーション	95.2	90.6	92.8	91.5	89.3	92.1	90.9
介護予防短期入所生活介護	95.5	91.1	93.6	91.9	91.2	91.8	92.6
介護予防短期入所療養介護	94.7	90.1	93.6	93.6	90.3	91.5	91.6
介護予防特定施設入居者生活介護	96.7	91.0	90.1	92.1	93.4	91.5	91.3
介護予防福祉用具貸与	83.5	76.6	76.8	80.0	81.4	77.6	79.1
特定介護予防福祉用具販売	83.7	77.0	76.7	79.6	80.9	77.7	79.0
地域密着型介護予防サービス事業所							
介護予防認知症対応型通所介護	93.6	88.8	88.7	88.2	90.1	90.2	90.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	93.1	89.3	86.3	87.1	88.5	86.5	89.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	94.8	89.0	89.3	89.8	89.3	90.4	91.4
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	96.8	91.6	92.2	93.7	93.9	93.2	92.6
居宅サービス事業所							
訪問介護	85.8	79.1	77.8	80.1	80.5	79.1	78.5
訪問入浴介護	89.3	86.3	86.8	87.0	86.6	80.2	83.3
訪問看護ステーション	94.5	89.9	89.5	89.9	89.6	90.7	89.6
通所介護	93.1	87.9	86.0	87.1	86.7	85.0	84.3
通所リハビリテーション	95.1	90.6	92.7	91.5	89.1	92.0	90.8
短期入所生活介護	95.7	91.1	93.6	92.1	91.3	91.7	92.5
短期入所療養介護	94.6	90.1	93.6	93.6	90.3	91.5	91.6
特定施設入居者生活介護	96.6	91.0	90.1	92.1	93.2	91.5	91.2
福祉用具貸与	82.5	75.5	75.8	79.7	80.5	77.1	78.9
特定福祉用具販売	83.7	76.9	76.7	79.6	80.8	77.7	78.9
地域密着型サービス事業所							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	.	.	.	80.3	81.0	83.1	86.8
夜間対応型訪問介護	81.7	92.1	77.4	76.7	70.7	73.3	83.1
認知症対応型通所介護	93.5	88.7	88.7	87.4	89.5	89.6	90.0
小規模多機能型居宅介護	93.0	88.7	85.5	86.6	88.1	86.4	89.4
認知症対応型共同生活介護	94.9	89.0	89.3	89.5	89.3	90.4	91.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	94.1	95.0	87.9	93.3	90.5	90.6	92.4
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	.	.	.	93.3	83.8	89.6	88.4
地域密着型介護老人福祉施設	97.3	93.8	96.6	93.5	93.4	94.5	95.3
居宅介護支援事業所	91.2	86.1	85.4	87.2	87.1	86.0	85.8
介護保険施設							
介護老人福祉施設	95.9	91.4	95.2	92.4	91.9	93.3	93.5
介護老人保健施設	95.9	91.5	95.0	94.4	92.2	91.3	92.1
介護療養型医療施設	93.0	88.9	92.1	93.3	91.5	93.5	92.6

社会福祉施設等調査 施設・事業所数の推移

(施設) 各年10月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総 数	55 881	58 613	61 307	66 213
保護施設	295	292	291	292
老人福祉施設	5 323	5 308	5 334	5 327
障害者支援施設等	5 962	6 099	5 951	5 874
身体障害者社会参加支援施設	308	322	322	322
婦人保護施設	46	48	47	47
児童福祉施設等	33 873	33 938	34 462	37 139
（再掲）保育所等	23 740	24 076	24 509	25 580
母子・父子福祉施設	61	60	59	58
その他の社会福祉施設等	10 013	12 546	14 841	17 154
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外） ¹⁾	7 519	8 502	9 632	10 651

注：基本票として都道府県・指定都市・中核市が把握する施設について、活動中の施設を集計している。

1) 平成24年にはサービス付き高齢者向け住宅であるものを一部含む。

(事業所) 各年10月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
居宅介護事業	19 872	20 811	21 667	22 429
重度訪問介護事業	18 547	19 376	20 117	20 786
同行援護事業	8 527	9 343	9 707	9 854
行動援護事業	2 161	2 208	2 336	2 425
療養介護事業	230	234	229	220
生活介護事業 ¹⁾	5 538	5 595	6 084	6 496
重度障害者等包括支援事業	57	42	34	34
計画相談支援事業	3 086	4 362	6 225	8 053
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 277	2 904	2 955	3 136
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 218	2 798	2 834	2 995
短期入所事業	4 043	4 315	4 556	4 833
共同生活介護事業	4 385	4 557	-	-
共同生活援助事業	4 568	4 795	6 432	6 762
自立訓練(機能訓練)事業 ¹⁾	425	415	436	432
自立訓練(生活訓練)事業 ¹⁾	1 314	1 287	1 334	1 361
宿泊型自立訓練事業	199	223	228	230
就労移行支援事業 ¹⁾	2 518	2 614	2 858	3 146
就労継続支援(A型)事業 ¹⁾	1 374	1 811	2 382	3 018
就労継続支援(B型)事業 ¹⁾	7 360	7 936	8 722	9 431
児童発達支援事業	2 804	2 802	3 258	3 942
放課後等デイサービス事業	3 107	3 909	5 267	6 971
保育所等訪問支援事業	240	415	550	714
障害児相談支援事業	1 914	2 989	4 048	5 128

注：複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

基本票として都道府県・指定都市・中核市が把握する事業所について、活動中の事業所を集計している。

1) 障害者支援施設の屋間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

介護サービス施設・事業所調査 施設・事業所数の推移

各年10月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問介護	30 269	31 908	33 060	33 977
介護予防訪問入浴介護	2 195	2 146	2 085	2 032
介護予防訪問看護ステーション	6 457	6 981	7 744	8 591
介護予防通所介護	32 432	36 097	39 383	41 181
介護予防通所リハビリテーション	6 700	6 832	7 162	7 422
介護予防短期入所生活介護	8 600	9 060	9 782	10 245
介護予防短期入所療養介護	5 337	5 199	5 223	5 189
介護予防特定施設入居者生活介護	3 710	3 930	4 158	4 364
介護予防福祉用具貸与	7 479	7 671	7 821	7 959
特定介護予防福祉用具販売	7 697	7 858	7 996	8 095
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 854	3 857	3 892	3 960
介護予防小規模多機能型居宅介護	3 337	3 670	4 074	4 438
介護予防認知症対応型共同生活介護	11 445	11 702	12 165	12 647
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 430	4 539	4 564	4 726
居宅サービス事業所				
訪問介護	31 075	32 761	33 911	34 823
訪問入浴介護	2 410	2 344	2 262	2 190
訪問看護ステーション	6 590	7 153	7 903	8 745
通所介護	34 107	38 127	41 660	43 406
通所リハビリテーション	7 023	7 047	7 284	7 515
短期入所生活介護	8 980	9 445	10 251	10 727
短期入所療養介護	5 490	5 377	5 382	5 348
特定施設入居者生活介護	3 941	4 197	4 452	4 679
福祉用具貸与	7 644	7 864	7 961	8 056
特定福祉用具販売	7 724	7 902	8 018	8 135
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	76	281	471	616
夜間対応型訪問介護	188	196	217	224
認知症対応型通所介護	4 158	4 193	4 253	4 308
小規模多機能型居宅介護	3 885	4 230	4 630	4 969
認知症対応型共同生活介護	11 729	12 048	12 497	12 983
地域密着型特定施設入居者生活介護	238	263	288	301
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	15	74	164	250
地域密着型介護老人福祉施設	954	1 106	1 691	1 901
居宅介護支援事業所	35 885	37 540	38 837	40 127
介護保険施設				
介護老人福祉施設	6 590	6 754	7 249	7 551
介護老人保健施設	3 931	3 993	4 096	4 189
介護療養型医療施設	1 759	1 647	1 520	1 423

注:1) 基本票として都道府県が把握する施設・事業所について、活動中の施設・事業所を集計している。

2) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスに計上している。

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における回収率向上のための取組

厚生労働省による取組

【施設・事業所に対する調査への協力依頼】

- 調査への協力依頼にかかる広報を実施。
 - ・厚生労働省ホームページへのコンテンツ掲載
 - ・厚生労働省の広報誌「厚生労働」への記事掲載
 - ・厚生労働省ツイッターでのツイート

- 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)名(公印入り)の協力依頼文書を送付。
調査を民間事業者に委託して実施するに当たり、調査実施主体が厚生労働省であることを明確にするため、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)名(公印入り)で調査への協力を依頼する文書を同封。

【都道府県等に対する調査への協力依頼】

- 都道府県に対して、調査への協力要請等についての協力依頼を発出。
 - ・都道府県ホームページへの調査への協力依頼の掲載
 - ・施設・事業所との連絡の機会を捉えた調査への協力要請 等

- 都道府県等に向けて配布している「厚生労働統計通信」に調査への協力依頼の記事を掲載。
厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)が発行し、都道府県等に向けて配布している「厚生労働統計通信」に、都道府県等に対して調査への協力を依頼する記事を掲載。

【関係団体に対する調査への協力依頼】

- 調査対象施設・事業所の関係団体に対して、調査への協力依頼を発出。

調査受託者による取組

【調査票未提出施設・事業所に対する督促】

- はがき・電話による提出の依頼
 - ・調査票提出期限前には、調査への協力を呼びかけるはがきを送付
 - ・調査票提出期限後は、電話督促を実施